

都市整備基本計画と都市計画

都市計画は、都市のあるべき姿、即ち、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保する方向に向かって、住民の合理的な土地利用が図られるよう定め、進めるもので、一般的に「建設・整備」と「規制・誘導」とのバランスをもって示されます。

「建設・整備」とは、文字どおり都市計画の目的に対して公共投資と市民の協力により都市施設（街路、公園、下水道等）をつくることです。

「規制・誘導」とは、個人の範囲にまかせられる建築行為などを、将来あるべき姿に向かって行政庁などがチェックし、「規制・誘導」をすることです。これは、用途規制のように都市計画として定め、予め公表してこれに従っていたら、また都市計画街路予定地等の建築物は制限されることなどが代表例です。

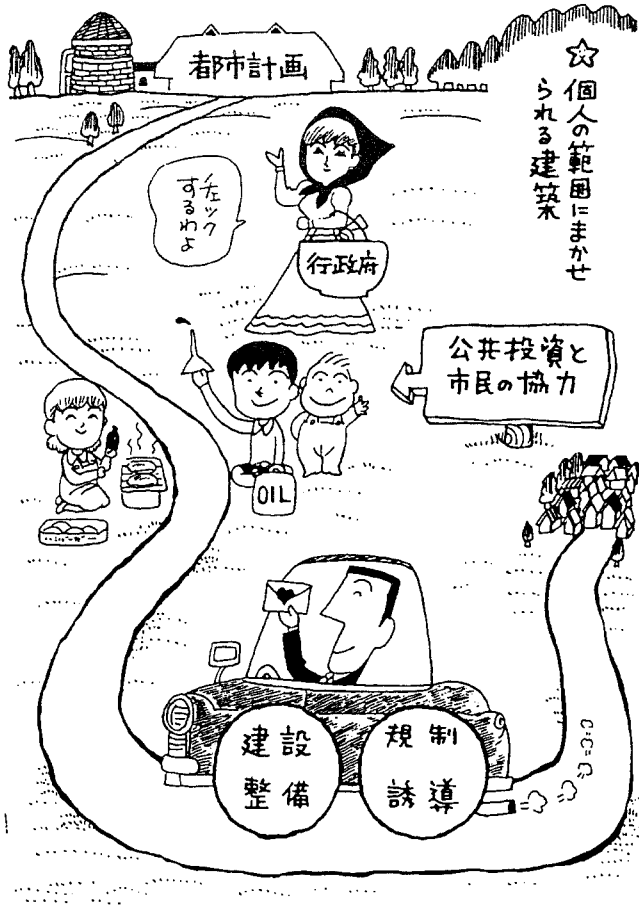
この二つは車の両輪ともいうべきもので、一方のみで対処することとは公共投資の効率性を失わせ、

また個人の権利を不当に制限するだけのものになってしまいます。

本市でも、昭和二十九年に市土全てを都市計画区域に指定し、その後十二の都市計画街路、五つの都市計画公園等が決定され、昭和五十一年には、用途地域五四九ヘクタールを決定しており、昭和五十三年に都市計画区域を現在の五二九一ヘクタールに変更し、現在に至っており、その計画決定に沿って「建設・整備」と「規制・誘導」を実施しています。

しかし、社会情勢の変化、時代の要請、および平成四年度の都市計画法の改正により現都市計画の見直しをしなければならなくなりました。

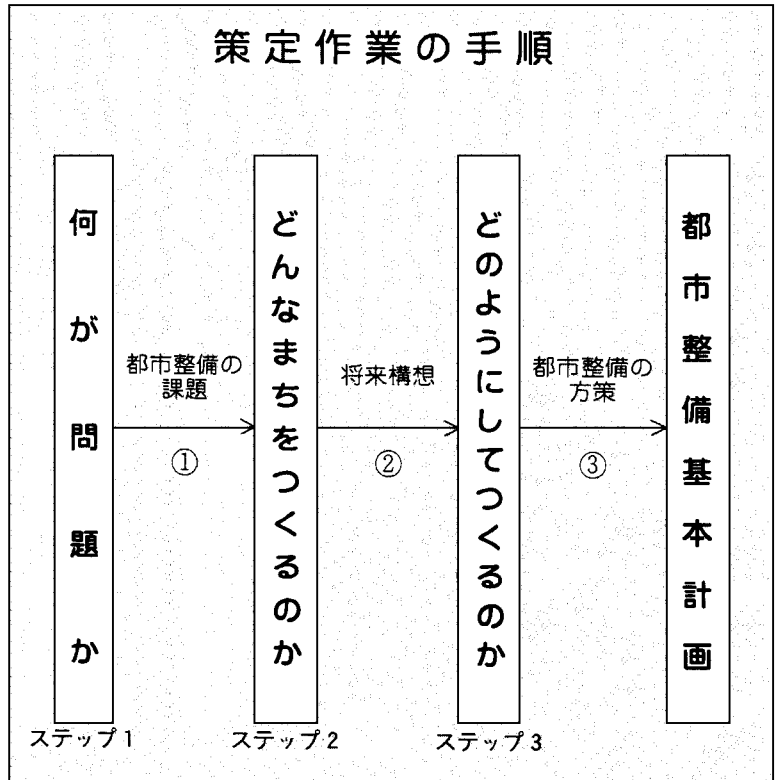
☆個人の範囲にまかせられる建築



では、何を基に見直しをするのでしょうか。それが、現在策定を進めている「都市整備基本計画」なのです。

この計画はある程度の大枠の構想となる予定ですが、これが都留市の都市計画に関する基本方針となり、都留市で定める都市計画は、これに即したものとになります。

策定作業の手順



都市整備基本計画

この計画策定作業の手順は右の図のとおりです。

各ステップにおいて、まず市役所内部および専門のコンサルタントで十分検討を行い、その結果をまちづくり研究会で検討していたら、この流れで進んでいます。

昨年十一月、十二月と二回の研究会を開き、まずステップ1の「何が問題か」を検討し、「都市整備の課題」について議論を重ねました。

会議では、リニアへの対応、都留市駅・谷村町駅周辺の商業環境改善、民間開発の必要性、道路網の抜本的改善、また福祉、歴史の観点からのまちづくり等について意見交換がされました。

今後、各ステップを踏みつつ策定作業を進め、その内容については順次広報でお知らせしますが、詳しく知りたい方、まちづくりに関する意見がある方は、次までご連絡ください。

都市計画課都市計画係